

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

島 根 県

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1 普及指導活動の課題	・・・・・・・・・・	3
1 重点推進事項	・・・・・・・・・・	3
(1) ひとづくり	・・・・・・・・・・	3
ア 新規自営就農者の確保・育成	・・・・・・・・・・	3
イ 中核的な担い手の確保・育成	・・・・・・・・・・	3
ウ 集落営農組織の経営改善	・・・・・・・・・・	3
(2) ものづくり	・・・・・・・・・・	3
ア 水田園芸の拡大	・・・・・・・・・・	3
イ 有機農業の拡大	・・・・・・・・・・	3
ウ 肉用牛生産の拡大	・・・・・・・・・・	3
エ 地域主導による産地の拡大	・・・・・・・・・・	3
オ 生産性の高い米づくりの確立	・・・・・・・・・・	3
(3) 農村・地域づくり	・・・・・・・・・・	3
ア 地域農業の維持・発展	・・・・・・・・・・	4
イ 鳥獣被害対策の推進	・・・・・・・・・・	4
2 重点推進事項を進めるための取組	・・・・・・・・・・	4
(1) 美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善	・・・・・・・・・・	4
(2) 耕畜連携の推進	・・・・・・・・・・	4
(3) 販売を起点とした生産の推進	・・・・・・・・・・	4
第2 普及指導活動の方法や実施に関する事項	・・・・・・・・・・	4
1 普及指導活動の方法に関する事項	・・・・・・・・・・	4
(1) 担い手育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化……	・・・・・・・・・・	4
(2) 担い手への新技術導入	・・・・・・・・・・	5
(3) 労力補完体制の構築による農業経営支援	・・・・・・・・・・	5
(4) 関係機関との分担・連携と民間活力の活用促進	・・・・・・・・・・	5
(5) 普及指導活動の重点化	・・・・・・・・・・	5
2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	・・・・・・・・・・	6
(1) 農業者に対する支援の充実・強化	・・・・・・・・・・	6
(2) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築	・・・・・・・・・・	6
(3) 試験研究機関・民間企業との連携強化	・・・・・・・・・・	6
(4) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携	・・・・・・・・・・	6
(5) 都道府県間の連携	・・・・・・・・・・	6

(6) 普及指導計画の策定と評価	・ ・ ・ ・ ・ 6
第3 普及指導員の配置に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
1 普及指導員の配置	・ ・ ・ ・ ・ 7
(1) 技術普及部	・ ・ ・ ・ ・ 7
(2) 農業振興部および農業部	・ ・ ・ ・ ・ 8
2 技術普及部長及び農業部長の配置	・ ・ ・ ・ ・ 8
3 普及指導員の在任期間	・ ・ ・ ・ ・ 8
第4 普及指導員の資質向上に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 8
1 人材育成計画の策定	・ ・ ・ ・ ・ 8
2 研修の考え方	・ ・ ・ ・ ・ 9
3 研修目標	・ ・ ・ ・ ・ 9
4 研修内容	・ ・ ・ ・ ・ 9
(1) 新任者等研修	・ ・ ・ ・ ・ 9
(2) 機能強化研修	・ ・ ・ ・ ・ 9
(3) 企画・運営能力強化研修	・ ・ ・ ・ ・ 10
(4) その他	・ ・ ・ ・ ・ 10
5 研修の計画的な実施	・ ・ ・ ・ ・ 10
(1) 研修の体系	・ ・ ・ ・ ・ 10
(2) 研修受講者の選定	・ ・ ・ ・ ・ 10
(3) 国段階の研修	・ ・ ・ ・ ・ 10
(4) 県段階の研修	・ ・ ・ ・ ・ 10
(5) 職場段階の研修	・ ・ ・ ・ ・ 10
6 研修の実施方法	・ ・ ・ ・ ・ 10
7 関係部局等との人事交流の促進	・ ・ ・ ・ ・ 11
第5 普及指導センター等の運営	・ ・ ・ ・ ・ 11
1 技術普及部	・ ・ ・ ・ ・ 11
2 農業部	・ ・ ・ ・ ・ 11
3 普及指導員の活動	・ ・ ・ ・ ・ 11
第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	・ ・ ・ ・ ・ 12
1 農林大学校における研修教育の充実強化	・ ・ ・ ・ ・ 12
第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 12

1	行政施策への対応12
2	海外技術協力への対応12

はじめに

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、国と県の協同事業として昭和23年の創設以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、担い手の育成、産地育成、農村生活の改善など様々な課題に対応して実施され、本県農業の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、本県の普及事業を取り巻く内外の情勢は近年大きく変化しており、物価高騰の影響等により収益性の低迷が続く中で、魅力ある農業の姿が確立できず、意欲ある担い手の参入が進まなかった結果、担い手の高齢化が進展し、農業・農村全体の活力が失われつつある。

こうした中で、将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくためには、農地の生産性・収益性を向上し、農業構造を変革していく必要がある。

また、今後、ベテラン普及指導員の退職者が多くなり、急激に普及指導員の若返りが進むことから、これまで培った匠の技や普及方法を伝承していくとともに、より効率的な普及方法を取り入れていく必要がある。

本県では、令和7年度に第2期島根創生計画を策定し、農林水産部は「第2期島根県農林水産基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

基本計画の中では、令和2年に策定した（第1期）農林水産基本計画のもと取り組んだ水田園芸の推進や有機農業などの取組を継続しつつ、近年の物価高騰や労働力不足、気候変動などの厳しい状況の中でも、将来にわたり持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村を実現できるように取組を進めることとしている。

これを受け、本県の普及事業は、農業・農村が持続的に維持・発展するため、新しい人材を確保し、農業経営を安定させ、産地や地域の育成・維持を図ることを焦眉の課題とし、普及活動を展開していく。

他方、普及指導員が、地域の農業者をはじめとする県民と直接接して取り組む活動は、農業者の技術や経営能力の向上のみならず、産地や地域の抱える課題解決を図る最も効果的な手法であり、基本計画の目標達成及び施策等の推進に向け果たす役割は大きいものがある。

そこで、令和7年4月の国における「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）」の全面改定及び「基本計画」の策定を受け、令和3年4月に策定した「協

同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を全部改定することとした。

第1 普及指導活動の課題

普及事業の実施にあたっては、次に掲げる課題について、国や県の施策を踏まえ、普及組織が担う役割を明確にするとともに、目標達成に向けて計画的、効率的に行う必要がある。

1 重点推進事項

(1) ひとつづくり

ア 新規自営就農者の確保・育成

経営継承やU・Iターン者も含めた新規自営就農者の確保に向けて、就農促進活動や、栽培技術・経営研修の強化、経営開始支援等を行う。

イ 中核的な担い手の確保・育成

地域を支える中核的な担い手の目安を「販売額1,000万円以上」とし、経営発展を目指す農業者を重点指導対象者に位置付け、経営課題を把握した経営改善や労力補完体制構築などの支援を行う。

ウ 集落営農組織の経営改善

集落営農組織の経営の継続性を高めるため、水田園芸等による経営の多角化、組織の法人化、組織の後継者確保を進める。

(2) ものづくり

ア 水田園芸の拡大

水田農業の持続性を確保するため、生産性の向上、機械の共同利用や調製施設の整備など共同化・分業化の仕組みづくりを進めることで、規模拡大と新たな生産者の確保を図る。

イ 有機農業の拡大

実需者が求める品目・品種を安定したロットで提供することが可能な産地づくりを進めていくことが必要であり、生産安定技術の確立と新たな担い手の確保、機械化体系の導入等による規模拡大を支援する。

ウ 肉用牛生産の拡大

県産粗飼料や放牧の利用拡大、消費者ニーズに基づく改良やしまね和牛の認知度向上等により収益性の高い経営環境を実現し、将来の担い手を継続的に確保する。

エ 地域主導による産地の拡大

生産者らが主体的に需要に応じた農畜産物等の生産を行い、販売する産地への転換を図り、または新たに産地化を進めようとする地域での産地ビジョンの作成支援や産地化に必要な技術を普及させる。

オ 生産性の高い米づくりの確立

担い手への農地の集積と、気候変動や労働力不足に対応した先進技術の導入や新品種の育成・普及などにより、担い手の生産性向上に取り組み、経営体質の強化を図る。

(3) 農村・地域づくり

ア 地域農業の維持・発展

市町村の地域農業基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）をベースに、広域的なエリアで、地域の営農維持や地域が必要とする農業人材の確保に取り組む体制づくりを進める。

イ 鳥獣被害対策の推進

水田園芸などの産地づくりや、中山間地域等における営農維持や発展の取組に併せ、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を重点的に支援することで、農作物被害の低減を図る。

2 重点推進事項を進めるための取組

(1) 美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善

農業者の経営の維持・発展を支援するため、美味しまね認証（GAP）を経営改善のツールとして活用するとともに、団体認証の取組による水田園芸等の産地育成及び美味しまね認証製品の販路拡大を図る。

(2) 耕畜連携の推進

耕畜農家の連携を強化することにより、堆肥の利用拡大、飼料の品質・収量の向上や流通コストの低減を図り、県産飼料に立脚した生産構造への転換を促進する。

(3) 販売を起点とした生産の推進

新規に就農しようとする者や販売金額を 1,000 万円以上に増やそうとする農畜産業者、または産地化を主体的に進めようとする農畜産業者などへマーケットに応じた生産をするために必要な技術を普及する。

第2 普及指導活動の方法や実施に関する事項

1 普及指導活動の方法に関する事項

(1) 担い手育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

農業技術センター技術普及部（以下「技術普及部」という。）、隠岐支庁農林水産局及び各農林水産振興センター農業振興部・農業部（以下「農業部等」という。）は、青年層を始めとした農業の内外からの新規就農者の確保と早期経営確立、定着促進のため、農業者、市町村、農業協同組合、企業等の関係者、関係機関等と連携し、就農準備段階から経営開始後まで、一貫して支援する地域の就農受入体制支援を主として技術指導や経営指導を行う。普及指導員は新規就農者の技術、経営状況、意欲等に応じて経営全体をマネジメントし包括的にサポートを行い、新規就農者を確保・育成するため以下の活動に積極的に取り組む。

ア 包括的就農パッケージを基に、就農希望者の確保・把握に努めるとともに、新たに就農しようとする者に対しては、青年等就農計画の作成段階から濃密的な育成支援を行う。

イ 農林大学校との連携を密にし、就農希望者への指導・助言を積極的に実施する。

ウ 関係機関とサポートチームを結成し、経営全体に目配りをするとともに、全体を俯瞰

しながら進行管理が行える体制整備に努める。

エ 新規就農者の課題解決能力の向上を図るため、体系的かつ継続的なプロジェクト活動を実施するとともに、自主的な活動の促進を図る。

オ 新規就農者を確保・育成する上では、実践に基づいた技術や経験豊富な農業者の指導・協力が欠かせない状況にあり、特に農業士の積極的な活動を支援する。

(2) 担い手への新技術導入

担い手の経営改善に有効な技術やスマート農業技術を組み入れた新たな技術体系の確立に向けて、試験研究機関や民間企業等と連携し、導入効果の検証・実証に努める。

また、その結果は、経営モデル等を作成し幅広く農業者等へ示すことで目指すべき技術体系のイメージを共有し、新たな技術体系として担い手への導入と定着を図る。

(3) 労力補完体制の構築による農業経営支援

担い手だけでなく地域全体の営農をサポートする取組として、広域での作業受委託体制づくりを進め、必要なスマート農業技術の導入、雇用者の掘り起こしなど地域の労力補完体制の構築を支援する。また、コスト負担が大きい施設整備等については、出荷調製施設や共同利用機械の整備など、産地づくりを進めることにより、農業者の経営の効率化を進める。

(4) 関係機関との分担・連携と民間活力の活用促進

市町村や農業委員会、農業協同組合などの関係機関と役割分担を明確にしつつ、これら関係機関における各種推進施策を積極的に活用した総合的な取組を推進する。

また、地域農業再生協議会等を関係機関との連携を図るための拠点として位置づけ、協力体制の強化に努める。

さらに、農業経営の高度化や法人化に伴って、税務や労務等の特殊な専門分野の民間専門家、地域の課題解決に必要な他産業企業や最新の研究成果や取組みを知りうる大学等の各種技術者等の多様な人材や機関との連携強化に努める。

(5) 普及指導活動の重点化

ア 技術普及部及び農業部等においては、課題及び対象の重点化により効率的・効果的な普及指導活動を推進し、課題の設定にあたっては第1に掲げた諸課題を重点的に取り上げる。

また、人材を確保・育成するため、経営改善に意欲的な農業者や組織経営体、新規就農者や就農希望者、集落営農組織、意欲を持って農業に取り組んでいる、あるいは取り組もうとする者、生産組織を普及指導対象と定め、積極的に支援する。

イ 普及指導活動にあたっては、農業者の自発的努力を引き出すとともに、周囲の農業者へも波及するような活動とするため、対象ごとに指導方法や指導内容を工夫する。

また、重点推進事項の推進に当たり複数の普及指導員によるチーム活動を基本とし、普及組織の総合力を生かした活動を展開する。

ウ 技術普及部が策定する、広域を対象とした重点推進課題を「運営指針」第三の二に規

定される重点プロジェクト計画として位置づけ、農業部等と連携して取り組む。

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導活動では積極的にタブレット端末等を活用した即時の情報提供に加え、活動記録及び普及組織間での情報共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、WEB会議サービス等のリモート普及指導活動を実践し、効率的・高度な普及指導活動に努める。

(2) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

普及事業とつながりの強い農業士をはじめ、中核的農家・生産組織や集落リーダーの協力を得て、情報の収集・提供に努め、定型化された技術や熟練を要する技術等の指導についても、農業士等に積極的に委ねる。また、将来的な地域リーダー等の育成に努める。

(3) 試験研究機関・民間企業等との連携強化

これからの農業・農村を担う優れた経営体育成や地域における技術課題を早期解決するためには、スマート農業技術等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の検討、導入効果の検証を図ることが必要であり、試験研究機関や民間企業と普及組織との緊密な連携が極めて重要である。

そこで、技術普及部等と研究部門が連携し、研究と並行して現地実証を行い、実証結果をフィードバックしながら技術を改良して普及する「現地タイアップ型試験研究」を実施する。当該試験研究では、技術革新に関する計画から普及段階までの目標や成果・検証等の情報の共有化を図り、現場への迅速な普及を図る。

(4) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携

農業経営の課題解決を進めるにあたっては、市町村、農業協同組合、試験研究機関のみならず、広く食料システム関係者等の多様な関係者と課題を共有し、解決を図ることが重要である。そこで、「産地ビジョン」の策定等の機会に多様な関係者との合意形成を図り連携して課題解決に取り組まれるよう努める。

(5) 都道府県間の連携

県境を越える広域的な課題に対して、横断的な検討及び解決が図られるよう、都道府県間の情報共有を行う。

(6) 普及指導計画の策定と評価

本県の農業及び農村の発展の長期的方向をふまえて、普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、年度ごとに普及指導計画を策定する。策定に当たっては技術普及部及び農業部等が取り組むべき課題、指導対象と目標、普及活動方法、関係機関等との役割分担等を明示した内容とする。

活動に際しては、活動記録の蓄積と共有化を進めるとともに、普及指導活動の進捗管理を適切に行い、課題ごとに普及指導活動の方法や内容を評価し、その後の活動に反映

させる。また、普及指導活動の成果や体制等について、外部の有識者等を含む委員による外部評価を農業経営課が実施し、その結果を公表するとともに次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行う。

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置にあたっては、県の農業施策の推進方向や地域特性、普及指導員の専門担当項目や年齢構成等を勘案し、農業者のニーズの高度化、普及対象及び課題の重点化による普及指導活動の高度化・重点化・効率化等に配慮した適正な配置と職員の確保に努める。

1 普及指導員の配置

普及指導員は、農業者に対し、地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものも含む）の普及指導を行うスペシャリスト機能と、地域農業の先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の構築や、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための地域の合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じた産地の「プロデュース機能」とを併せて発揮する必要がある。普及指導員がこれらの機能を発揮し、地域農業の生産面・流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすため、以下のとおり配置する。

なお、普及指導員資格の取得を目指す者の配置にあたっては、速やかに資格を取得できるよう、普及指導員の監督の下で普及指導に従事することを通じて、課題解決能力等の向上を図る。

(1) 技術普及部

ア 農業技術センターに技術普及部（農業改良助長法（以下「助長法」という。）第12条に規定する普及指導センターとして設置）を置き、担い手の確保、経営感覚に優れた経営体の育成に対応した経営指導、高度・先進的な技術に関する指導、効果的・効率的な普及指導活動の推進のための指導等の強化を図るため、適正な配置に努める。

イ 技術普及部は、農業技術及び地域農業の構築等に関するニーズの高度化・専門化・多様化等に対応し、総合的かつ効率的指導を一層推進するとともに、試験研究機関や行政との連携強化を図る必要があることから、全県対応を基本とする。

ウ 技術普及部は、「運営指針」第五に規定される農業革新支援センターとする。

エ 農業革新支援センター長は、技術普及部の普及指導員の中から、「運営指針」第三の二に規定される農業革新支援専門員を選定・指名するものとし、以下の業務を遂行する。

(ア) 研究機関・教育機関及び行政機関等との連携の企画調整・推進

(イ) 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応

(ウ) 重要課題の解決に向けた、専門分野ごとにおける普及指導活動の企画立案・総括・指導

(エ) 普及指導員の資質向上

(オ) 先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む）

オ 農業革新支援専門員の設置分野は、農業普及関係組織運営要領に定める。

(2) 農業振興部及び農業部

ア 隠岐支庁農林水産局及び各農林水産振興センターに農業部等（助長法第 12 条に規定する普及指導センターとして設置）を置き、農業生産の実態や農業の振興方向、地域の実情や普及指導課題に対応した専門項目、地理的条件等を考慮しながら、普及指導員の特技項目を勘案するとともに、新規就農等に的確に対応できるよう適正な配置に努める。

2 技術普及部長及び農業部長等の配置

(1) 技術普及部長及び農業部長等については、当該技術普及部及び農業部等の事務の総括及び組織の長として普及事業を遂行する上で適切な者を配置する。

(2) 技術普及部長は、農業革新支援センター長とする。

3 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間については、普及指導対象に密着した継続的な普及指導活動及び高度・先進的な技術に関する普及指導活動を推進する観点から、一定期間継続したものとする。

第 4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画の策定

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、普及指導員の 20～30 歳代の若手の比率が多くなる中で、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「島根県普及指導員等人材育成計画」（以下、「人材育成計画」という。）を策定する。

(1) 目指すべき人材像

普及指導員は、担い手や産地の抱える課題等に対応した技術の構築、関係機関との連携体制の構築等、「スペシャリスト機能」と「プロデュース機能」とを併せて発揮できること。

農業革新支援専門員は、研究機関等との連携、新技術等の現地への普及、全国レベルでのより高度な技術等の情報収集、普及指導員の資質向上を支援できること。

(2) 目指すべき人材像に求められる資質・能力

普及指導員の発展段階ごとに次の 4 期に区分し、各期間で求められる人材像について整理する。

- I 期 基礎指導力の確立
- II 期 専門指導力の習得
- III 期 専門指導力の確立
- IV 期 総合指導力、企画・運営力の確立

(3) 人材育成に向けた取組方針及び推進体制

新任者の早期の専門指導力の習得、職場全体での育成等を基本的な考えとして研修体系を構築する。また、農業経営課、技術普及部（農業革新支援センター）、各農業部等の人材育成における役割を示す。

2 研修の考え方

普及指導員の研修は、普及指導員に求められる機能を発揮できるよう、経験年数に応じた研修体系を基本とするが、経験年数にとらわれることなく、各自の能力の状況や解決すべき分野・内容等に応じて必要な能力を強化する。

研修にあたっては、先進的農業者等に対応できる高度・専門的な知識・技術水準を確保し、実践的な指導能力と課題解決能力等の強化を図るものとする。

また、個々の普及指導員の長所を伸ばしつつ、不足する能力・資質を補強していくよう留意するとともに、広範な視野・感覚を醸成するよう留意する。

3 研修目標

自己研鑽はもとより、国及び県が実施する研修の活用により、できるだけ早期に技術指導能力、課題解決能力を十分に備えた普及指導員を育成する。

また、農業情勢や技術の進歩に伴い、技術の習得、知識・情報の刷新を図り、常に農業者の高度で多様なニーズに対応できるよう努める。

なお、次世代の普及指導員へ知恵や経験が継承できるように普及指導員同士の相互学習やOJTの充実に努める。

4 研修内容

(1) 新任者等研修

新任者研修は、普及指導員としての職務遂行能力を採用後5年間で身につけることを目標とし、一定の経験を得た普及指導員等（トレーナー）からの指導を受けて行うOJTなどを活用した研修を実施する。

また、農家経営の実際を理解するための農家研修や現場の課題解決に向けた調査研究を自ら計画・実施する。

(2) 機能強化研修

普及指導員に求められる機能が十分に発揮できるよう、必要な知識・技術の習得及び能力向上に関する研修を実施する。

また、先進的農業者等に対応できる高度・専門的な知識・技術水準の確保、地域農業や産地のコーディネーターとしての能力向上を図るための研修を実施する。

さらに、課題解決のための調査研究活動の成果・実績については研修内容へ反映させ、実践的な指導能力と課題解決能力等の高度化に取り組む。

(3) 企画・運営能力強化研修

技術普及部、農業部等の課長を対象とした、普及事業の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上及び養成等、普及指導活動の運営・管理等に関する研修を実施する。

(4) その他

普及指導員の資質向上に必要な研修を必要に応じて企画し実施する。

5 研修の計画的な実施

中長期的な視点に立った普及指導員の資質向上に関する内容と当該年度に実施する研修については、おおむね5年ごとに人材育成計画を、単年度ごとに「普及員研修計画」を技術普及部にて策定し行い、計画的に実施するとともに、単年度の研修結果を把握し、次年度の普及員研修計画に反映させる。

(1) 研修の体系

人材育成計画に定める。

(2) 研修受講者の選定

過去の研修受講履歴、普及経験年数、担当項目、課題解決の緊急性、普及指導員個々の研修意欲等を総合的に勘案して研修受講者を決定する。

(3) 国段階の研修

全国レベルの先進技術、知識の習得を目的として、上記(2)に基づく人選により国段階の研修に普及指導員を派遣(オンライン研修の受講を含む)する。

(4) 県段階の研修

普及事業を進める上で、県として取り組むべき技術や課題解決のための研修、現場段階の実践的な研修を実施する。

(5) 職場段階の研修

各職場において普及活動の日常業務と組み合わせ、現地の課題に即した実践的な研修を実施する。

6 研修の実施方法

自己研修、職場段階研修、県段階研修、国段階研修を有機的に組み合わせ、更に普及指導計画との関連を重視しながら計画的・体系的に実施する。

また、試験研究部門からの講師や外部からの講師も活用し、効果的な研修を行うとともに、e-ラーニングやICTを活用したオンライン研修など研修効果の向上に努める。必要に応じて県外の試験研究機関や民間企業等へ普及指導員を派遣する。

7 関係部局等との人事交流の促進

広い視野、高度な技術、幅広い知識を持った普及指導員を確保する上から、試験研究機関や行政部局等との計画的、積極的な人事交流に努める。

第5 普及指導センター等の運営

技術普及部及び農業部等の体制については、農業技術センターに技術普及部を、隠岐支庁・東部及び西部農林水産振興センターに3農業振興部と6農業部を設置し、農業経営に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を展開する。

1 技術普及部

技術普及部は、農業革新支援センターとして、高度・先進的技術の普及、行政や試験研究機関との連携調整、普及事業の企画調整、普及指導員の研修等を行う。農業部等では対応が困難な相談に適時、適切に対応するほか、都道府県間の連携の推進を図る。

また、これらの役割を果たせるよう、試験研究機関、教育機関及び行政機関をはじめとする関係機関との連携を図る。

2 農業部等

農業部等は、農業者等に対する情報提供及び各種の相談活動等を行う地域の中心的組織として十分に機能が果たせるよう、所属する普及指導員相互の連絡調整を強化し、その機能の充実・強化を図る。また、普及指導活動が効果的に実施されるよう、試験研究機関・行政部局・市町村・農業団体・教育機関等と連携を図る。

3 普及指導員の活動

普及指導員は常に農業の現場にあつて、新技術等を農業者に迅速・的確に普及するとともに、関係機関や地域リーダー等へ働きかけ、その先導役として地域農業の組立支援を行う。

そのため、機動力の充実強化や各種普及指導機材等の整備充実とそれらを有効に活用し、効率的・効果的な活動を展開するとともに、タブレット端末を用いてICTやIoT等を活用した効果的な普及指導やSNS等を活用した情報提供に努める。

ア 高度かつ実践的な科学的技術・知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、個人の農業経営の改善や地域農業の構築のため、農業者に対する普及指導を実施する。

イ スマート農業をはじめとした新技術の期待が高まっていることから、試験研究機関等との密接な連携により農業者等の要請・相談に的確に対応するとともに、現場解決型の実証試験にも積極的に取り組み、迅速な技術普及・定着を進める。

ウ 気象災害や病害虫・生育障害、鳥獣被害など現地で発生した事象について、関係機関

と連携をとりながら迅速に対応する。

第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

1 農林大学校における研修教育の充実強化

(1) 担い手育成の強化

県立農林大学校においては、養成課程において今後の農業・農村の担い手となる実践的な農業の技術力と経営感覚に優れた青年農業者等を養成し、研修課程において既に農業に従事している者や農外からの新規参入希望者、U・Iターン者、定年帰農者等就農希望者等に対する研修を実施する。

ア 養成課程においては、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、経営管理、先端技術、情報処理技術等に関する研修教育を強化し、最新の情報に基づいた高度な技術力と実践的な経営感覚及び幅広い視野を持つ、社会・経済の情勢等によってもたらされる課題に対応できる意欲的な青年農業者等の養成に努める。

イ 研修課程においては、就農希望者や地域リーダー、児童、生徒等多様な対象に対する研修を行うこととし、就農準備の場として、あるいは農業者等の学習や集落営農法人の人材確保に向けた技術習得の場としての機能を充実する。

ウ 指導職員については、普及指導経験及び試験研究機関などにおける技術開発の経験等を考慮した上で、体系的な研修を実施し、その資質向上に努める。

(2) 農業高校との連携

進路選択時期にある農業高校の生徒を将来の農業の担い手として育成するため、農林大学校を中心に農業高校と地域や関係機関との連携体制を構築し、農業高校から農林大学校へ進学し、地域へ就農していく仕組みの推進を図る。

第7 その他普及事業の実施に関する事項

1 行政施策への対応

普及指導活動の効果的な展開のため、各種制度資金や各種補助奨励事業等を有効な課題解決の手段として、効果的に活用する。

また、普及指導活動と各種行政施策や関係機関との密接な連携を確保するため、関係機関等で構成する地域農業改良普及協議会の活性化や充実に努める。

2 海外技術協力への対応

海外からの研究者の来県があった際などに、農業生産現場の視察や青年農業者との話し合い等、農業部等が対応すべき場面があれば、必要に応じて対応していく。